

OCNリモートサポートサービス利用規約【現改比較表】 2025年7月1日現在

～2025年6月30日

2024年7月1日～

第1条～第2条（略）

（用語の定義）

第3条 本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使します。

用語	用語の意味
OCN 光	当社の I P 通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信 網サービス）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1に係るものに限ります）
OCN 光契約	当社からOCN 光の提供を受けるための契約
OCN 光契約者	当社とOCN 光の契約を締結している者
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
専用受付番号	契約者が本サービスを利用するために当社が指定した電話番号。受付時間は別紙1（提供時間）に定めるところによります。
本ソフト	契約者のパソコン等にインストールし、契約者の承諾に基づき当社オペレータがそのパソコン等を遠隔操作することを可能とする機能等を有したソフトウェア。本ソフトの利用条件及び対象となるパソコン等については、別紙 2（本ソフトの利用条件）に定めるところによります。
リモートサポート	本ソフトがインストールされた契約者のパソコン等を、契約者の要請に基づき当社オペレータがそのパソコン等を遠隔操作して行う課題解決等

第1条～第2条（略）

（用語の定義）

第3条 本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使します。

用語	用語の意味
OCN 光	当社の I P 通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信 網サービス）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1に係るものに限ります）
OCN 光契約	当社からOCN 光の提供を受けるための契約
OCN 光契約者	当社とOCN 光の契約を締結している者
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
専用受付番号	契約者が本サービスを利用するために当社が指定した電話番号。受付時間は別紙1（提供時間）に定めるところによります。
本ソフト	契約者のパソコン等にインストールし、契約者の承諾に基づき当社オペレータがそのパソコン等を遠隔操作することを可能とする機能等を有したソフトウェア。本ソフトの利用条件及び対象となるパソコン等については、別紙 2（本ソフトの利用条件）に定めるところによります。
リモートサポート	本ソフトがインストールされた契約者のパソコン等を、契約者の要請に基づき当社オペレータがそのパソコン等を遠隔操作して行う課題解決等

オンラインパソコン教室	専用受付番号への要請に基づき、1 回 30 分程度でインターネットの活用方法等を解説するサービス。カリキュラムは別紙 3（オンラインパソコン教室のカリキュラム）に定めるところによります。
本サービス	専用受付番号への要請に基づき、契約者のパソコン等の状況に関する問診、リモートサポート、電話での課題解決方法の説明及びオンラインパソコン教室等を行うサービス。
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所
IPv6 通信	OCN 光において、インターネットプロトコルバージョン 6 によって行う通信
契約者識別符号	当社の I P 通信網サービス契約約款に定める I P 通信網契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、I P 通信網契約に基づいて当社が I P 通信網契約者に割り当てるもの
請求事業者	OCN リモートサポートサービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者（注）本欄に規定する当社が別に定める事業者は、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 とします。
特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者

第2章 本サービスの提供

オンラインパソコン教室	専用受付番号への要請に基づき、1 回 30 分程度でインターネットの活用方法等を解説するサービス。カリキュラムは別紙 3（オンラインパソコン教室のカリキュラム）に定めるところによります。
本サービス	専用受付番号への要請に基づき、契約者のパソコン等の状況に関する問診、リモートサポート、電話での課題解決方法の説明及びオンラインパソコン教室等を行うサービス。
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所
IPv6 通信	OCN 光において、インターネットプロトコルバージョン 6 によって行う通信
契約者識別符号	当社の I P 通信網サービス契約約款に定める I P 通信網契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、I P 通信網契約に基づいて当社が I P 通信網契約者に割り当てるもの
請求事業者	OCN リモートサポートサービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者（注）本欄に規定する当社が別に定める事業者は、 NTTドコモビジネス株式会社 とします。
特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者

第2章 本サービスの提供

第4条～第13条（略） （著作権等） 第14条 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含み、以下「提供物品」といいます）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」といいます）、西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」といいます）、株式会社オプティム(以下、「オプティム」といいます)、または提供物品を製作する上で必要となるソフトウェアの使用を当社、NTT 東日本、NTT 西日本、またはオプティムに対して許可する者に帰属するものとします。 2 契約者は、提供物品を以下のとおり取り扱って頂きます。 （1）本サービスの利用目的以外に使用しないこと。 （2）複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。 （3）営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。	第4条～第13条（略） （著作権等） 第14条 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含み、以下「提供物品」といいます）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社、NTT東日本株式会社（以下、「NTT 東日本」といいます）、NTT西日本株式会社（以下、「NTT 西日本」といいます）、株式会社オプティム(以下、「オプティム」といいます)、または提供物品を製作する上で必要となるソフトウェアの使用を当社、NTT東日本、NTT 西日本、またはオプティムに対して許可する者に帰属するものとします。 2 契約者は、提供物品を以下のとおり取り扱って頂きます。 （1）本サービスの利用目的以外に使用しないこと。 （2）複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。 （3）営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
第15条～第38条（略） （債権の譲渡） 第39条 契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金その他の債権を、当社が請求事業者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「請求事業者」といいます。）に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。	第15条～第38条（略） （債権の譲渡） 第39条 契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金その他の債権を、当社が請求事業者であるNTTドコモビジネス株式会社（以下「請求事業者」といいます。）に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。

2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者（当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡規定する事業者をいいます。）に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものととして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。	2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者（当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡規定する事業者をいいます。）に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものととして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。
	附 則（令和 7 年 6 月 1 1 日 光事推000600000715-01号） （実施期日） この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。
別紙 1 ～ 別紙 7 （略）	別紙 1 ～ 別紙 7 （略）